

○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（持続性の高い農業生産方式に係る技術）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>七 天然物質由来農薬利用技術（有効成分が化学的に合成されていない農薬であつて、農林水産大臣が別に定めるものを利用する技術を含む。）</p> <p>八 十三（略）</p>	<p>（持続性の高い農業生産方式に係る技術）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 十二（略）</p>